

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 長野市後町保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul>	・長野市保育理念、教育・保育の基本方針を基にした園の保育方針と保育目標があり、特に保育目標は市街地という地域環境や子どもの発達、特性を生かした「友達と一緒に元気にからだを動かして遊ぶ子ども」「自分の思いを伝え人の話を聞くことができる子ども」「楽しく食事ができる子ども」の三つを定め全体的な計画を作成している。全体的な計画は子どもの発達過程や家庭状況及び地域の実態等を十分考慮し、職員で話し合い作成している。また、全体的な計画に基づいた各年齢別の指導計画があり、年間目標と4期に分けた「ねらい」「内容」などが具体的に記載されており職員は実践している。全体的な計画の評価も4期に分けて行い、また、年度末に見直しを掛け次年度の編成に活かしている。保育理念や園目標、全体的な計画は事務室や保育室に掲げ職員はいつでも確認することができ、玄関にも掲示し保護者にも分かるようにしている。更に、本年より本格的に導入された「保育業務支援システム」で配信される「園だより」にも月のねらいを記載し、保護者に周知している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	<p>① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a	<p>■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</p> <p>■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>■ 9 内装等には、木材を利用している。</p> <p>■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p> <p>■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</p> <p>■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</p> <p>■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</p> <p>■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>■ 18 せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p>	<p>・「保育環境マニュアル」を基準にその日の天候により室温、湿度等の細かな調整を行いながら適切な状態が保たれるように努めている。各クラスに温湿度計を設置し、エアコンや暖房器具で温度調節を行い、新型コロナウイルス禍の中、サーキュレーターを利用したり、常に窓を開け室内の換気に気を付けている。現在の建物は平成3年に造られた築31年の鉄骨造2階建て様式で、こじんまりとした家庭的な造りとなっている。南側の開口部は窓が大きく明るく閉塞感はなく、ベランダでも遊ぶことが出来る。定員45人に対し、現在子ども数は3割強のため、各クラスの保育室はゆとりがあり、スペースを利用して子ども達のくつろげるコーナーが作られており、食事や午睡も場所を分け、安心してゆっくりと過ごせるように配慮している。エアコン、ガスストーブの温度、湿度、CDの音量や保育室の明るさなどに気をつけている。また、ストーブにはガードを付け、押し入れスペースは引き戸を外し、遊べる空間を増やす工夫も見られる。トイレスリッパは小まめに換え、毎日清掃後チェック表をつけ確認し、手洗い場等の水回りの清掃、殺菌も常に行っている。</p> <p>・保護者記入の「家庭の調べ」などを基に個別懇談を行い情報を収集し、言葉、動き等、発達状況も考慮し、一人ひとりの子どもに合わせた個別指導計画を作成し保育を行っている。一人ひとりの発達状況を職員会等で報告し、話し合いの中で情報共有を行い、共通理解のもと担当のクラスを越えて連携を取り合い、日々の保育に活かしている。目線に合わせて話すことで子どもに伝わりやすくし、動き、表情、欲求から気持ちを受け止め、優しい言葉と共に接している。また、「言葉のマニュアル」を基に職員会議で研修を行い、声の大きさや話し方に配慮した言葉がけをし、否定的な言葉は使わず肯定的な言葉を使い、心地よく安心でき、子どもが自信が持てるように日々支援している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>	<p>・子ども一人ひとりの発達や性格などに合わせ、また、その日の子どもの状態、体調を把握し、活動や食事、午睡など時間配分などに配慮し、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるように援助している。自分の健康に関心が持てるように職員は、一緒に手を洗ったり、うがいをしたり、歯磨きをするなど、毎日継続して行っている。食育月間では食べ物と体について知らせたり、水回りの壁にうがいの仕方や手の洗い方を図示し、感染症流行時の手拭きは紙タオルを使用し、子ども達への理解を促している。また、家庭と協力し子どもの発達に合わせ、自分からやってみようとする気持ちを大切に育て、強制することなく気付きを促し、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等は繰り返し身に付けられるように声を掛け、自信と達成感が味わえるよう見守りながら、ゆとりをもって保育するように心掛けている。子どもが興味を示す絵本や紙芝居を活用して、視覚面からも生活習慣が身につくように工夫している。疲れた時には室内で過ごす等の配慮を行い、様子により布団を出し、横になったりゆったりと過ごせるように仕切りを使うなど配慮している。</p>
			④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul>	<p>・0・1歳児、2歳児、3歳以上児が3クラスを使い生活している。年長組は一日の当番でルールを覚えたり、花や野菜を育て自然と触れ合う機会をもっている。年齢に応じて遊びのコーナーを考え手作り玩具を用意し、各クラスのおもちゃは対象年齢に合わせ、取り出しやすく配置されており、園内では、クレヨン、マジック等に触れたり、お気に入りの曲で踊ったりする機会を設け、自発的に遊びができるように環境を整えている。園庭が狭いため固定遊具はないが、砂場やままごとをして戸外遊びを楽しみ、夏はプールを設置して水遊びを楽しんでいる。市街地にある保育園ではあるが、天気の良い日は近隣の公園や公共の施設、商店街へ散歩に出かけ、散歩バックを持ち草花や木の実を拾い自然と触れ合い、広い場所で思いっきり遊んだり、地域の方々と触れ合い、交通ルールなど社会ルールも学んでいる。散歩の途中で見つけた草花の名前を写真などで調べ、自分たちでも絵を描き「後町図鑑」を作り、自然からの贈り物の落ち葉や木の実、枝等を探取し、工作や園での遊びに使い自然への興味や関心を育てている。園庭で体を十分に動かして遊ぶことはできないが、室内でできる運動遊びを多く取り入れ、リトミックは2歳児も幼児と一緒に体十分に動かして遊び、けがをしない体力作りを行っている。新型コロナウイルス感染前は地域の行事の七夕祭りや花フェスタなどに作品を出店し参加をしていたが、コロナ禍の今は自粛している。少人数なので兄弟のように全園児が関わり、家族のようにふれあい、思いやりや学びを育てている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</p> <p>■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</p> <p>■ 36 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。</p> <p>■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</p> <p>■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</p> <p>■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</p>	<p>・0・1歳児は混合のクラスで6名が一緒に生活している。「未満児保育マニュアル」「未満児保育の一日」に基づいて子どもの発達に合わせて環境を整え、個別指導計画を作成している。子どもが安心できるよう0歳児と1歳児でそれぞれ担当制とし、子どもの思いを汲み取りながら同じ目線で家庭的な関わりを持っている。保育士と一緒に遊び、おむつ交換やミルク、食事の時は、一人ひとりの表情を確認しながらゆったりと笑顔で優しく声掛けをしながら接している。おんぶや抱っこ等スキンシップを大切に取り入れ、情緒の安定を図っている。子どもの興味に合わせ、手作り玩具を用意して発達を促し、散歩や園庭遊びを多く取り入れ、自然を感じ身体の発育を促すなど環境を整え、工夫して保育を行っている。一人ひとりの発育に合わせ、離乳食の提供や午前寝を取り入れている。離乳食については、給食担当者、保護者と相談しながら情報を共有し、一人ひとりに合わせ無理なく進め、子どもの口の動きに合わせて口に運んだり、つかみ食べがしやすいように皿の向きを傾けたりするなど、発達過程に応じた援助をしている。家庭とは連絡帳を活用し毎日の様子を伝え合い連携を図り、送迎時にも直接情報交換をし信頼関係を築いている。</p>
			<p>⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分であろうとする気持ちを尊重している。</p> <p>■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</p> <p>■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</p> <p>■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</p> <p>■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。</p> <p>■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</p> <p>■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</p>	<p>・2歳児は3人で生活を送っており、「未満児保育マニュアル」「未満児保育の一日」「未満児給食の手引き」などに基づき、一人ひとりの発育状況を把握し個別指導計画を作成し、保育を行っている。一人ひとりと丁寧に関わり、園生活の流れの中で手順の予想がつき、自分なりに工夫し自分でやってみようという自発的な気持ちを受け止め、安全に配慮しながら遊びの様子を見守り、自我の育ちを大切にしている。手作り玩具や遊びのコーナーを充実させ、一人ひとりの発育に合った遊びや関わりを持っている。活動が盛んになってきているので、危険のないように見守りながら思いの遊びが楽しめるよう、安全点検を毎月行い、安全で安心して遊べる環境を整えている。言葉でうまく伝えられない時や友達との関わりがスムーズにできない時は保育士が仲立ちし、気持ちを伝えられるように温かく受け止め援助を行っている。異年齢との関わりを大切に、幼児と一緒にリトミックを行ったり遊ぶ機会を持ち、また、一緒に散歩に出かけたりと交流の機会を多く持つようにしている。更に、当園の調理員と関わりを持ったり、保育参加時に自分の親以外の大人と関わったり、地域の大人とふれあう機会などを設けたりもしている。家庭とはおたより帳や送迎時に情報交換を行い、連携を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</p>	<p>・3歳児、4歳児、5歳児の異年齢混合保育をしている。「全体的な計画」に沿った年齢に応じた年間指導計画を立て、保育のねらい、内容を考え活動を行っている。3歳児については自分の気持ち伝えられ安心して過ごすことができ、イラストやシールなど使い視覚から身の回りのことができるように環境を整え、ままごとやブロックなどコーナーを作ったり、戸外でも自由に遊べるようにし、「月のねらい」に沿って基本的習慣が身につくように丁寧に対応している。4歳児については友達との関わりを大切にし見守りながら、鬼ごっこやドッジボールなどの集団遊びを通してルールを学び、協力して活動出来るように援助し、また、自分の考えや気づきを認め、自己発揮ができるようにしている。5歳児については自分の考えや思いを伝えながら、自分たちで遊びを考え、友達と協力して活動を行い、友達の良い点を認め合い友達関係が深まるように援助を行っている。また、5歳児は毎日順番に当番を決めて、挨拶やごみ箱の整理整頓を責任をもって行っている。更に、小学校就学に向けて、幼保小連絡会、アプローチカリキュラム、要録などで小学校と連携を図っている。異年齢で関われる活動については保育士の仲立ちを取り入れ、保護者懇談等でも子どもの日頃の様子を伝え、「保育業務支援システム」でも保護者に活動内容を配信している。</p>
			<p>⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</p> <p>■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</p> <p>■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</p> <p>■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</p> <p>■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p>	<p>・配慮が必要な子どもについては今年から導入された「保育業務支援システム」の中の「発達記録」でその子の発達状況を把握し具体的な保育方法についてカンファレンスを行い、共育を念頭に置きながら個別支援計画を作成し、発達に支援の必要な子どもが自己発揮できるように一人ひとりの状態に合わせた支援を行っている。必要に応じて段差や危険箇所には安全ガード等の対策をしている。保護者とは小まめに連絡を取り合い、園の様子を伝え、心配事の相談を受け情報を共有し保育に活かしている。必要性に応じ「にご園訪問」、市の発達相談員・保健師などと連携し、相談・助言を受けることができるようにしており、更に、特別支援教育保育研修会への参加、園内研修を行い、対応の仕方などの共通理解を図れるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	<p>・市としての「時間外保育マニュアル」があり、年間指導計画や個別指導計画に時間外保育の欄を設け、月案、週日案も生活の連続性に配慮し、保育内容・家庭とのやりとり等の具体的な方法を示し時間外保育を位置づけている。子ども達の意見も参考にしながら計画を立て年間指導計画にも反映させ記載をしている。少人数で穏やかに過ごせるよう、また、異年齢の交流を積極的に行い、子ども達の成長を促している。時間外保育では園児が同じ保育室で過ごし、子どもたちが何をしたいか聞いて取り入れており、ゴザや絨毯、畳、マットなどを使用し、寝転んだり、座ったり、思い思いの体勢で遊べるように工夫がされている。当番職員とパート職員で連携を図り保育を行っており、時間外連絡ノートに連絡事項、健康状態を記入し、口頭でも伝え引き継ぎをしっかりと行い、家庭へも連絡漏れがないように配慮している。</p>
			<p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<p>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<p>・幼保小連携会議で年間計画が立案され、市街地という特性上必ずしも就学するとは限らないが学区内ということで鍋屋田小学校とアブローチカリキュラムを作成し連携を図り、それに合わせ保育をしている。また、幼保小連携会議において合同研修会が開催され、ブロックごとに担当園の公開保育、小学校の公開授業などもあり、就学を見通した小学校との連携を行っている。例年であれば、就学先との「幼保小連絡会」や「地域発達支援会議」等に出席し子どもの様子などを伝えているが、新型コロナの影響でZOOMなどで連絡を取り合っている。更に、小学校の先生が来園し子どもの様子を見る機会があり、年長児担任と意見交換し連携を図っている。新型コロナ禍の中、交流の機会が減っているが、一日入学、来入児検診などが行われ小学校への関心が持てるようにしている。例年であれば就学を見通し小学校との交流、行事への参加、運動会の旗拾いなどで小学校と連携している。保育所児童保育要録は年長児担任が作成し小学校へ引き継いでいる。保護者は入学前保護者説明会に参加している。幼保小連絡会、幼保小連携会議、アブローチカリキュラム(公開保育)、スタートカリキュラム(公開授業)に参加し、園でも報告を行い職員への周知を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</li> <li>■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</li> <li>■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。</li> <li>■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</li> <li>■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</li> <li>■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</li> <li>■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</li> <li>■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</li> </ul>	<p>・「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」・「緊急連絡カード」や保護者との懇談などで健康状態を把握している。また、保健計画を作成し、身体測定、歯科検診、内科検診、視力検査、毎月の体重測定を実施し、日頃の身体の様子を把握し発育や発達に適した生活を送る指標とし、職員間で確認している。測定、検診結果は「保育業務支援システム」の健康記録に入力し保護者にも配信している。歯科検診・内科検診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年2回、胸囲・頭囲測定は年2回、視力測定と尿検査を4・5歳児に年1回行っている。個別懇談会や日々の送迎時に子どもの健康について保護者との情報交換を適切に行っている。また、「入園のしおり」や「保育業務支援システム」で発信する「保健だより」や「園だより」等で健康に関する取組みや情報を伝えている。保育中に子どもの体調に変化があった場合は速やかに保護者に連絡を行い、必要に応じて受診をすすめている。新型コロナ対策として、登園時には「健康カード」の提出や手洗い消毒（食事の前、トイレの後、外遊びの後等にはハンドソープで手洗いをする）、換気、密集を避けるなど環境を整えている。感染症が発生した場合には、「保育業務支援システム」や玄関掲示ボードで保護者に伝え職員全体で把握し適切な対応に当たっている。事故けが等の場合には対応マニュアルにより保護者に電話で連絡し様子を伝え、降園後の状態についても確認をしている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の取組は懇談会等での情報提供とポスター掲示により伝え、対象児への対応として、午睡時は5分毎の呼吸確認と鼻への職員による手での確認、顔色の確認などこまめにチェックを行い、睡眠表へ記入している。</p>
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</li> <li>■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</li> <li>■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</li> </ul>	<p>・内科健診・歯科検診を年2回、視力検査（年中・長）を年1回行い、指導計画の保健・健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に反映し、それに基づいて保育を行っている。健診結果は記録され、職員会でも話し合い周知を図っている。また、健診結果は保護者に「保育業務支援システム」で配信し、必要に応じて受診を勧めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・アレルギー対象者には「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に、食事の提供を行っている。対象者それぞれのアレルギーに対し医師の指示書、薬剤情報書をもとに除去の物を把握し、給食担当者と連携を取り対応している。除去の食提供については毎朝確認し、担任、園長（主任）、給食担当でチェックをし、別トレーを用意し、机も専用にし誤食を防ぐ対応をしている。保護者とは、入園前面接を行い、1年毎に経過把握し説明し、毎月食品チェック表で連絡を取り合い、1ヶ月前に献立表の確認をいただいている。アレルギー疾患、慢性疾患や緊急時の対応方法等について基本的な知識と技術を身に付けるため担当園の看護師による園内研修を行っている。アレルギーについて幼児にはわかりやすく説明し、未満児については保護者に説明をし理解を得ている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>	<p>・園目標に「楽しく食事ができる子ども」を掲げ、全体的な計画や年間指導計画、月案で食に関する具体的な援助方法について計画し、個別指導計画に食事形態や量等の個々の発達に合わせた内容等も組み込んでいる。毎月19日を食育の日、8日を野菜の日、6月は食育月間を設定し、実際の野菜に触れたり、調理を見たりと、食に興味や関心を持てる取り組みを行っている。「食育の日」には食事のマナーなどを話し、食育ボードから栄養素を知る取り組みなどが実施されている。当園ではプランターを利用して種類の違うミニトマトやジャガイモ、スナップエンドウ、トウモロコシなどを栽培し水やりや生長観察をし、収穫を喜び、給食にも取り入れ食の楽しさを味わっている。また、月齢に応じ、食材の大きさ、固さ等を給食担当者と相談し、一人ひとりに合った食事を提供している。苦手なものがあったり、食べる量などが違うので、職員は一人ひとりのことを考え配膳し、友達や職員と一緒に食べ、「食べてみよう」という意欲がわくように声掛けし、少しでも食べたらほめて、自信に繋げている。未満児については「食事調査票」を基に保護者と調理員が話し合うと共に提供を行い、「未満児給食の手引き」等に沿い調理法や量に配慮し、毎月給食会議を開き援助している。献立内容は1ヶ月に2度同じメニューが出ることで、目と味にもなれる工夫も行っている。「保育業務支援システム」で家庭に配信する献立表でレシピを紹介したり、玄関に昼食のサンプルを置き内容を伝え、食への関心を高めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>	<p>・担任と給食職員で話し合い、子ども一人ひとりの月齢・年齢を考慮して発育、発達に合わせた形態で調理し提供を行っている。一人ひとりの量や好き嫌いを把握し、配膳をし、完食出来た喜びを大切にしている。市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした献立検討委員会が季節感のある献立を立て、地域の伝統食（おやき、にらせんべい、やしようま等）や行事食（クリスマス、正月、節分、ひな祭り等）を献立に取り入れている。新型コロナ禍の中、園長や、給食職員は子どもと一緒に食事はできないが、子どもたちの食事の様子を見る機会を作り、食育の日には食事や食材などについて話し、献立日誌に残食や検食などを記入し、より良い給食提供ができるよう対応している。味付けは化学調味料を使わず天然だし（鰹節等）を使い、深みのある味わいに加え、美味しく調理されている。給食職員は保健マニュアルや衛生管理チェック表に基づいて衛生管理を行い、保育・幼稚園課に報告している。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	<p>① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a	<p>■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</p> <p>■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</p> <p>■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</p> <p>■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</p> <p>■ 112 相談内容を適切に記録している。</p> <p>■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</p> <p>■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</p> <p>■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</p> <p>■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</p> <p>■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</p> <p>■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</p> <p>■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</p> <p>■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</p>	<p>・園の玄関脇に事務室があり、園への出入りが良く見え、保護者の送迎時には園長や主任が声掛けすることができ、職員も毎日の送迎時に子どもの様子を具体的に伝え、成長を喜び合ったり、保護者が困っていること、悩んでいることについて相談しやすい、また、アットホームな雰囲気を作っている。4月の園だより「いつでも相談ください」と記載し、専門性をもって相談に応じるようにしている。また、個別懇談会や朝夕の送迎時、クラスだより等でいつでも相談できる体制があることを伝えている。「相談、意見、苦情対応マニュアル」があり相談・意見・苦情受付記録も整備され、相談内容については守秘義務を守り適切に記録され保管もされている。相談の内容によっては必要とする関係機関につないでいる。保護者から相談を受けた保育士は園長、主任に報告をし助言を受け、必要に応じて職員会議で話し合い、情報を共有し、全職員で支援を行っている。更に、アンケートなどで保護者の意向を確認し、記録をし、個別指導計画に反映したり、改善に活かしている。</p> <p>・「児童の権利に関するマニュアル」や「虐待対応マニュアル」、「教育・保育の手引き」に基づいて、読み合わせや園内研修を行い、早期発見や対応に取り組んでいる。また、職員は実際にあった事例を基に話し合いも行っている。「虐待対応マニュアル」の一日のチェックポイントを活用し、子どもの状況等を把握し職員全体で情報共有に努めている。市の関係部署や児童相談所などの関係機関と連携を取っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul>	<p>・職員は週日案、月案、年間指導計画において自らの保育についての評価、反省を行い、次月、次週へ繋げ、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。また、未満児会議、幼児会議、職員会議でも保育の実践の報告と振り返りを行い、年度末には子どもの姿を職員間で確認しながら次年度の全体的な計画の立案に反映させている。年2回、福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じた職員の自己評価も行い、園全体の評価に繋げると共に、職員会議で検討し、次年度の事業計画に反映させたり、保育の実践に活かしている。保育園として年2回実施する保護者アンケートの結果を踏まえながら子ども達へ適切な保育ができていくか、温かい保育ができていくか等、課題を見つけその解決に向けて園内研修や面談を実施している。更に、職員は決められた内部研修・市職員研修だけでなく、自己研鑽のために外部のオンライン研修にも自主的に参加し、専門性の向上に努めている。</p>